

市第 20 号議案  
ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札に係る損害賠償についての訴えの提起

ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札談合に係る弁護士報酬相当額等の損害賠償を求めるため、三菱重工業株式会社及び J F E エンジニアリング株式会社（以下「受注業者 2 社」）に対する訴えを、横浜地方裁判所に提起します。

1 訴えの要旨

談合から生じた弁護士報酬相当額等の損害賠償として、受注業者 2 社が連帯して 1 億 2,257 万 5,502 円及びこれに対する年 5 % の遅延損害金を支払うことを求めます。

表 損害賠償請求の内容

請求項目		金額	遅延損害金
1	住民訴訟【第 1 審】 応訴に要した委任弁護士費用	525,000 円	平成 12 年 8 月 1 日（訴状送達日）から支払済みまで年 5 %
	住民訴訟【控訴審】 補助参加に要した委任弁護士費用	1,575,000 円	平成 18 年 9 月 29 日（補助参加申立日）から支払済みまで年 5 %
2	弁護士報酬請求訴訟【第 1 審】 応訴に要した委任弁護士費用等	1,722,900 円	平成 21 年 7 月 24 日（訴状送達日）から支払済みまで年 5 %
	弁護士報酬請求訴訟【控訴審】 訴訟追行に要した委任弁護士費用等	2,055,000 円	平成 23 年 4 月 8 日（控訴提起日）から支払済みまで年 5 %
3	住民側に支払った弁護士報酬相当額	111,972,602 円	平成 23 年 12 月 16 日（支払日）から支払済みまで年 5 %
4	本件訴訟の追行に要する委任弁護士費用	4,725,000 円	本件訴訟の訴状送達日から支払済みまで年 5 %
請求額の合計 (訴訟物の価額)		122,575,502 円	

2 訴えを提起する理由

本市が支払うべき弁護士報酬相当額が認定されたことを受け、本市は、受注業者 2 社に対し、ごみ焼却工場焼却炉築造工事の入札において、談合が行われたことによる損害賠償として、本市が住民側に支払った弁護士報酬相当額や、住民訴訟及び弁護士報酬請求訴訟で本市が要した委任弁護士費用等に相当する額を支払うことを求めるため、訴えを提起します。

## 【参考】 事件概要

### (1) 住民訴訟

平成 6 年 8 月 19 日	旭工場 焼却炉築造工事発注（三菱重工業(株)受注）
平成 7 年 8 月 19 日	金沢工場 焼却炉築造工事発注（日本鋼管(株)受注） （現 JFE エンジニアリング(株)）
平成 11 年 9 月 8 日	公正取引委員会 審判開始決定
平成 12 年 7 月 21 日	原告（住民）は、受注業者 2 社と横浜市を横浜地方裁判所に提訴
平成 18 年 6 月 21 日	横浜地裁判決（談合認定）
6 月 28 日	公正取引委員会審決（談合認定）
9 月 29 日	本市は控訴審で原告（住民）に補助参加
平成 21 年 4 月 23 日	最高裁判所が上告を棄却【住民勝訴確定】
4 月 28 日	JFE エンジニアリング(株)が損害賠償金を本市に納付 約 28 億 8 千万円（遅延損害金含む）
5 月 13 日	三菱重工業(株)が損害賠償金を本市に納付 約 14 億 3 千万円（遅延損害金含む）
	※ 2 社合計約 43 億 1 千万円

### (2) 弁護士報酬請求訴訟

平成 21 年 7 月 14 日	原告（住民）は、本市に対し、弁護士報酬相当額（1 億円）の支払いを求め、横浜地方裁判所に提訴
平成 23 年 3 月 25 日	第 1 審判決 原告（住民）に対し、金 1 億円及びこれに対する平成 21 年 7 月 25 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
平成 23 年 11 月 17 日	東京高等裁判所 控訴棄却
12 月 2 日	判決の確定
12 月 16 日	原告（住民）へ判決に基づく金額を支払う。 支払額：1 億 1197 万 2602 円（遅延損害金含む）

※地方自治法（平成 14 年改正前）抜粋

第 242 条の 2 第 7 項

第 1 項第 4 号の規定（普通地方公共団体に代位して行う損害賠償請求等）による訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

### (3) 受注業者 2 社に対する請求

平成 24 年 2 月 15 日	本市は、受注業者 2 社に対し、請求書を送付
3 月 14 日	JFE エンジニアリング(株) 請求に応じられない旨を回答
3 月 16 日	三菱重工業(株) 請求に応じられない旨を回答